

株式会社フードセンター 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、女性はもとより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和12年12月31日までの5年間

2. 内容

次世代法

目標1：計画期間内に、男性の育児休業の取得率30%以上とする。

<対策>

- 令和8年1月～ 休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、実施
- 令和8年1月～ 制度についての勉強をする

次世代法・女性活躍推進法

目標2：従業員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を10%削減する。

<対策>

- 令和8年1月～ 管理職の会議において意識改革のために、指導を行う
- 令和8年1月～ 業務量の見直し
- 令和8年2月～ 各部署における問題点の検討